

令和6年度第2回財政等検討委員会の検討状況について

さる10月28日（月）に本年度第2回会議が開催されましたので、その状況についてお知らせします。

なお、このたびの検討結果は、次回会議において検討委員会としての意見にまとめられ、来年3月に開催される定時理事会に報告されることとなります。

1 退職互助部事業の見直し事業と検討結果

事業名		現行	検討結果
療養補助金の給付	新制度 会員	2,000円控除 ×80%	変更なし
	特別会員 配偶者会員		
	旧制度 会員	3,000円控除 ×80%	減額改正
給付上限 (退職会員全員)		上限なし	1レセ単位 2万円上限
長寿祝品の贈呈	米寿祝金（88歳）	20,000円	減額改正
	白寿祝金（99歳）	30,000円	減額改正
献花の贈呈	葬儀の際のお供え	15,000円相当	変更なし
	遺族への事後送金	13,000円	減額改正
地区活動 運営費助成	①会員数割	1人当たり750円	1人当たり 290円
	②出席者割（新規）	—	2,000円
	③組織割	会員数による加算	変更なし
	④会場割	複数会場加算	変更なし

※ 新制度会員は、R5. 4. 1以降の退職者を、旧制度会員は、R5. 3. 31以前の退職者をいう。

2 退職互助部「旧制度会員」の療養補助金の給付延長（85歳まで）について

あらゆる事例を考慮して検討した結果、「変更することは難しい」と判断された。

主には、制度改定時「旧制度会員」を対象とした「入院見舞金」を新設して対応していることや、会員の区分が複雑化し混乱を招く可能性が大きいなど。

また、85歳まで給付を希望している「旧制度会員」は、既に療養補助金の給付の恩恵を受けている可能性があり、将来、互助会財政を圧迫することが想定される上、追加掛金の基準設定が困難である等、が大きな理由でした。

3 給付金送金等に係る見直しについて

これまで無料だった山口銀行同士の振込手数料が、令和6年10月からが発生していることへの対応として、退会者への給付（退職生業資金、脱退一時金）及び貸付事業を除き、現職会員への給付について、「送金回数を減らす見直しが望ましい」と判断されました。

お気づきの点等がありましたら、互助会事務局へご連絡くださいますようお願いいたします。